

## 設備投資と消費税の関係を整理する

発表日：2013年12月13日（金）

～設備投資の増税前駆け込み需要は小規模にとどまる見込み～

第一生命経済研究所 経済調査部  
担当 エコノミスト 星野 卓也  
TEL:03-5221-4526

### （要旨）

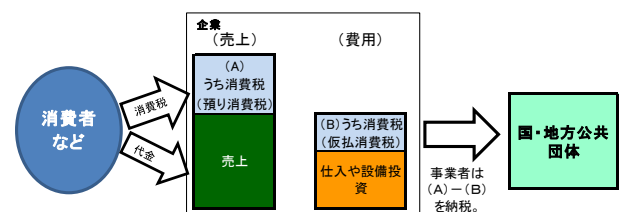
- 機械受注が増加するなど、設備投資に増加の兆しが生じている。一方、これを消費税引き上げ前の駆け込み需要によるものと指摘する声がある。本稿では、設備投資の駆け込み需要の発生余地を制度面から検証する。
- 本来、設備投資は企業の経費であり、その際にかかった消費税は控除対象となる。しかし消費税納税の際に「簡易課税制度」を選択する企業では、設備投資にかかる消費税が企業の負担になる。同制度を選択する事業者は増税後に投資コストが増えるため、駆け込み需要のインセンティブがある。
- ただ、簡易課税制度を選択する事業所数は全体のおよそ43%に上る一方、納税額でみたシェアは4%と非常に小さい。設備投資にも駆け込み需要が発生する余地はあるのだが、その規模は限定的なものになる公算が大きい。政府の経済対策によって中小企業向け設備投資減税が拡充されることも、駆け込み需要を抑制する方向に働くだらう。

### ○設備投資に駆け込み需要？

先行指標の機械受注が増加傾向で推移するなど、このところ設備投資に増加の兆しが生じている。7－9月期の設備投資は前期比横ばいにとどまったが、先行きは増加が期待できそうだ。一方で、足もとの受注増加は、「消費税率引き上げ前の駆け込み需要」と指摘する声がある。本稿では、消費税の制度面から駆け込み需要の発生する理由を検証することで、足もとの受注増加が「駆け込み需要によるものなのか」、「そうではないのか」を考えていきたい。結論を先に述べると、確かに設備投資の駆け込み需要が一部で発生すると予想されるのだが、その規模は小さいものにとどまるとみられる。

どういった理由で設備投資に駆け込み需要が生じるのだろうか。それを確認するため、まず消費税の仕組みの説明から始めよう（資料1）。企業が消費者などから受け取った消費税（預かり消費税）は、企業が年に1度、国や地方公共団体にまとめて納税する。その際に、企業が仕入や設備投資などの経費に支払った消費税（仮払消費税）は控除の対象<sup>1</sup>となる。つまり、企業が多額の設備投資を行ったとしても、その際にかかった消費税は納税の際に還付されることになるため、実質的に設備投資に消費税はかからないことになる。通常の場合、消費税率の上下が設備投資のコストに与える影響はニュートラルであり、消費税率引き上げ前に駆け込み需要が生じる理由もない。

資料1. 消費税のしくみ



（出所）第一生命経済研究所作成。

<sup>1</sup> (1) 商品などの棚卸資産の購入(2)原材料等の購入(3)機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入又は賃借(4)広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払(5)事務用品、消耗品、新聞図書などの購入(6)修繕費(7)外注費に係る消費税が対象（国税庁資料より）。

## ○簡易課税制度を選択する事業者の場合は話が変わる

しかし、これには例外がある。消費税の納税方法には「簡易課税制度」というものがあり、これを利用する事業者の場合は設備投資にかかる消費税がそのまま企業の負担になる。

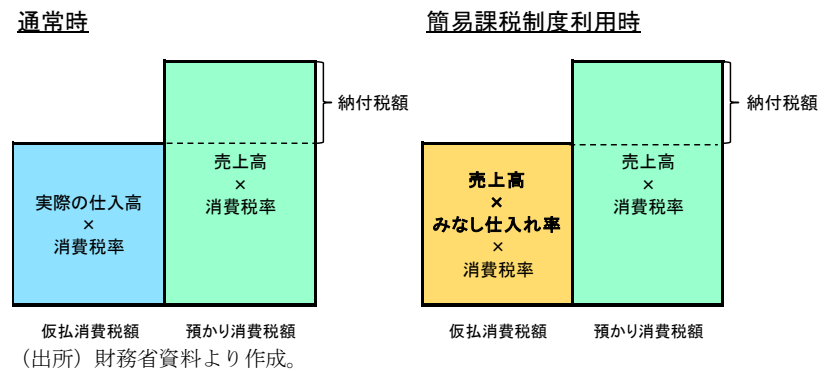
「簡易課税制度」とは、消費税納税の際の事務負担に配慮した制度だ。事前にこの納税制度を選択していれば、納税の際に控除する消費税（仮払消費税）額を実際の仕入や設備投資から算出するのではなく、売上高に業種ごとに定められた「みなし仕入れ率」を乗じて簡易的に計算することができる（資料2、3）。仮払消費税額の計算事務を省けることがメリットである。

資料2. 簡易課税制度のみなし仕入れ率

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（サービス業等）	50%

（出所）国税庁資料

資料3. 消費税納税額の決定方式



この制度を選択している事業者の場合、消費税率の引き上げによって設備投資のコストが増すことになる。簡易課税制度の場合は、控除税額が実際の投資額とは無関係に決定（売上高に応じて決定）するため、設備投資の際に支払う消費税の増加は、そのまま企業の負担増に繋がる。簡易課税制度選択事業者は、消費税率引き上げ前に前倒しで投資を行ったほうが投資コストが安く済むため、駆け込み需要のインセンティブがあるのだ。（資料4）

資料4. 消費税率引き上げ前後に投資をした際の利益の比較（簡易課税制度利用時の例）

	2013年度(消費税5%)		2014年度(消費税8%)	
増税前に投資	売上	1,000,000	売上	1,000,000
	売上にかかる消費税(A)	50,000	売上にかかる消費税	80,000
	計…①	1,050,000	計	1,080,000
	費用	950,000	費用	750,000
	仕入	750,000	仕入	750,000
	投資	200,000	投資	200,000
費用にかかる消費税	47,500	費用にかかる消費税	60,000	
計…②	997,500	計	810,000	
控除される消費税…(B) = (A) × 70%	35,000	控除される消費税	56,000	
※製造業(みなし仕入れ率70%)の場合		納税する消費税額	24,000	
納税する消費税額…③ = (A) - (B)	15,000	納税する消費税額	24,000	
利益(①-②-③)	37,500	利益	246,000	
増税後に投資	売上	1,000,000	売上	1,000,000
	売上にかかる消費税	50,000	売上にかかる消費税	80,000
	計	1,050,000	計	1,080,000
	費用	750,000	費用	950,000
	仕入	750,000	仕入	750,000
	投資	200,000	投資	200,000
費用にかかる消費税	37,500	費用にかかる消費税	76,000	
計	787,500	計	1,026,000	
控除される消費税	35,000	控除される消費税	56,000	
納税する消費税額	15,000	納税する消費税額	24,000	
利益	247,500	利益	30,000	

2年間の通算利益  
283,500

2年間の通算利益  
277,500

「増税後に投資」した場合、投資額 × 消費税率引き上げ幅 (200,000 × 3% = 6000円) 分利益が減少。

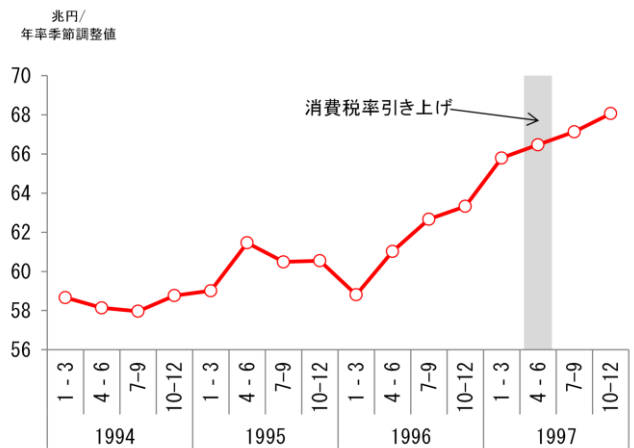
（出所）第一生命経済研究所作成

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

## ○駆け込み需要は小規模に留まる見込み

ただ、この簡易課税制度の利用実績をみると、納税件数ベースでは 42.9%とそれなりの規模があるが、納税額ベースでみると 4.2%と非常に小さいものに留まっている（2011 年度。資料 6）。というのも、簡易課税制度が利用できるのは「前々事業年度の売上高が 5,000 万円以下」の中小事業者に限られているためだ。駆け込み需要が生じて、GDP 全体への影響という点でみれば、その規模は大きくならないと考えられる<sup>2</sup>。1997 年の消費税率引き上げ時をみても、大きな駆け込み需要と反動減が発生した様子は窺えない（資料 5）。今回の増税時に関しても、大規模な駆け込み需要やそれに伴う 14 年度以降の反動減を想定する必要はなさそうだ。足もとの機械受注等の増加は駆け込み要因というよりも、企業収益や景況感の改善に支えられた実態ある設備投資の回復とみることが適切であろう。

資料 5. 前回消費税率引き上げ時の設備投資（実質）



（出所）内閣府「国民経済計算」

資料 6. 消費税の課税状況（個人事業主・法人の合計）

	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		納税申告計	
		納税申告計に対する割合 (%)		納税申告計に対する割合 (%)		納税申告計に対する割合 (%)
件数 (件)	1,751,469	57.1	1,314,598	42.9	3,066,067	100.0
税額 (百万円)	8,909,783	95.8	394,111	4.2	9,303,893	100.0

（出所）国税庁資料を基に作成。

（注）2011 年度の実績。

加えて、2013 年 10 月に発表された政府の経済対策では、中小企業向けの設備投資減税拡充が明記されている（資料 7）。資本金 3,000 万円以下の企業が生産性向上に資する<sup>3</sup>設備投資を行った場合、設備投資額の 10%の税額控除を受けることができる<sup>4</sup>（現行：7%。+3%pt の減税額拡充）。消費税率引き上げによる税負担（5%→8%の+3%pt の税負担増加）を相殺する減税だ。これも、設備投資の駆け込み需要を抑制する要因になる。設備投資に発生する駆け込み需要は、限られた規模になる可能性が高いと考えられる。

資料 7. 中小企業投資促進税制の概要

資本金	現行	改正案
3,000万円超 1億円以下	30%特別控除	即時償却又は7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却又は7% 税額控除	即時償却又は10%税額控除

（出所）自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」より第一生命経済研究所作成。

<sup>2</sup> なお、本則税率利用時にも①課税売上割合（課税売上高/総売上高）が低く（土地取引等の非課税取引が多い不動産業などが該当すると考えられる）、②仕入控除額計算の際に「一括比例配分方式」を選択している事業所（利用率は未公表）では、消費税率引き上げ後に設備投資を行うと税負担が増える可能性がある。ただ、増税後の負担が大きくなる業種は課税売上割合の低い一部の業種が中心であるため、こちらを勘案しても駆け込み需要の規模は小さくなるとみている。

<sup>3</sup> 要件については、自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」を参照。

<sup>4</sup> 控除枠を最大限利用できる場合。